

宮城県津波対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1 本県の津波対策の現状と課題を検討し、今後の沿岸市町の津波対策ガイドラインを策定するとともに、継続的に沿岸市町との情報交換及び連携を図ることなどを目的として、宮城県津波対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 津波対策ガイドラインの策定に関すること。
 - (イ) 沿岸市町と地域住民による津波避難計画の策定について
 - (ロ) 沿岸市町の避難体制の促進について
 - (ハ) 津波防災意識の高揚について
- (ニ) 津波防災情報等の収集・伝達体制について
- (2) 津波防災施設（水門、防潮堤等）の整備推進に関すること。
- (3) 津波対策に係る情報交換及び連携に関すること。

(組織)

第3 協議会は、構成員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者を充てる。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は構成員の互選により選出し、副会長は会長の指名により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第4 協議会に津波対策検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、協議会の会議に付すべき事項をあらかじめ検討するほか、会長の指示する事項を処理する。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び部員をもって構成し、別表2に掲げる職にある者を充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 協議会の会議は会長が、部会の会議は部会長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、協議会又は部会の会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 協議会及び部会の庶務は、総務部危機対策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年10月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

宮城県津波対策連絡協議会設置要綱 別表1, 別表2

別表1 宮城県津波対策連絡協議会組織

構 成 員	東北大学災害科学国際研究所所長, 津波工学教授	いまむら	ふみひこ
〃	東北地方整備局総括防災調整官		
〃	東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所副所長		
〃	宮城海上保安部担当課長		
〃	仙台管区气象台担当課長		
〃	宮城県警察本部担当課長		
〃	危機対策課長		
〃	農林水産総務課長		
〃	水産業基盤整備課長		
〃	農村振興課長		
〃	農村整備課長		
〃	河川課長		
〃	防災砂防課長		
〃	港湾課長		
〃	沿岸市町防災担当課長 (15市町)		
〃	沿岸消防本部(局)防災担当課長 (7消防本部(局))		
〃	宮城県漁業協同組合		
〃	一般社団法人気仙沼観光コンベンション協会		
〃	株式会社三陸河北新報社		

別表2 宮城県津波対策連絡協議会検討部会

部 会 長	危機対策課総括担当課長補佐	
副部会長	危機対策課防災推進班長	
部 員	東北地方整備局防災担当	
〃	東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所防災担当	
〃	宮城海上保安部防災担当	
〃	仙台管区气象台防災担当	
〃	宮城県警察本部防災担当	
〃	危機対策課	の長が指名する者
〃	農林水産総務課	
〃	水産業基盤整備課	
〃	農村振興課	
〃	農村整備課	
〃	河川課	
〃	防災砂防課	
〃	港湾課	
〃	沿岸市町防災担当 (5) [仙台市, 石巻市, 気仙沼市, 名取市, 南三陸町]	
〃	沿岸消防本部(局)防災担当 (4) [仙台, 岩沼, 石巻, 気仙沼・本吉]	
〃	宮城県漁業協同組合	
〃	一般社団法人気仙沼観光コンベンション協会	
〃	株式会社三陸河北新報社	